

**平成30年度 北海道小学校長会  
第5回理事研修会  
会長挨拶** 2019.02.22



本日は、年度末のお忙しい中、道小第5回理事研修会に全道各地からお集まりいただき、感謝する。早いもので今年度、最後の理事研修会となった。

今年1年を振り返ると、5月の総会から道小の活動がスタートした。その後、定数欠期限付き教諭や産休代替え教諭の未配置問題、新学習指導要領移行期における時数確保の問題、さらには、学校における働き方改革についてなど、様々な課題に対して、皆様と情報を交流したり、取組を進めたりしてきた。

このような中、10月4日、5日、北海道函館市に、全国からおよそ2,450名の校長先生方をお迎えし、第70回全連小北海道大会が開催された。北海道胆振東部地震発生から1か月後であり、また、大型の台風上陸の心配もあったが、大会期間中は見事な晴天に恵まれ、無事に2日間の日程を終えることができた。

参加された校長先生からのアンケートや全連小で集約した「研究協議に関する意見・要望」からも、全国の皆様から高い評価をいただいたことが分かる。

このように、北海道大会を盛会に終えることができたのは、函館市小学校長会を中心とした、全道の会員の皆様のご努力とご協力のおかげと感謝している。

なお、実行委員会でまとめた大会の成果や課題については、平成31年1月25日に京都で行われた「大会事前打合せ会」において、次期以降の開催地区へと引き継ぎをした。

また、本大会の成果の結晶である「大会集録」もできあがった。間もなくお手もとに届くので、ゆっくりとご覧いただきたい。

本日の理事研修会では、全連小第9回常任理事会の報告・連絡事項の3点についてお話しする。

1点目は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策の答申について」である。

平成30年12月6日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についての素案』が出された。その素案に対して、全連小では、12月21日に、種村会長名で、中教審会長宛に意見書を提出している。その意見の内容は、「学校における働き方改革の目的について」から、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについて」までの9項目についてである。

全連小からのこの意見をはじめ、各団体及び有識者から出された意見を参考にし、平成31年1月25日に答申が出た。詳しく読むと、素案の段階が74ページあったものが、答申では77ページとページ数が3ページ増えている。文科省のホームページで見ることができるので、確認願いたい。

2点目は、児童生徒の学習評価の在り方についてである。

平成30年12月3日に「児童生徒の学習評価の在り方について」の整理案が出された。この整理案についても全連小として種村会長名で意見をまとめ、平成31年1月9日に中教審の教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ宛てに意見書を提出した。

「学習評価の改善の基本的な方向性について」では、「挙手の回数やノートのとり方で評価するのは「主体的に取り組む態度」の評価とし

て適切でないと言い切るのはいかがかと考えます。」であるとか、「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、「『学習に関する自己調整に関わるスキル』という文言があり、意志的側面を評価する中で、『スキル』という言葉が使われると混乱してしまうのではないのでしょうか。」また、「英語科や総合的な学習の時間特別の教科『道徳』の評価についても、評価の観点に即して学習状況の要点を箇条書きとするなど記述欄を簡略化できるようにしてください。」など、現場の実態を大切にした内容の意見となっている。

これらの意見を受け、1月21日に中教審教育課程部会から、「児童生徒の学習評価の在り方について」の報告が出された。この報告書は27ページからなり、報告書を見やすくまとめた概要版も24ページある。

2月15日に行われた第231回全連小理事会において、その資料をもとに、文部科学省初等中等教育局 松永教育課程課長から詳しい説明があった。

説明の中では、指導要録の「指導に関する記録」を大幅に簡素化し、文章記述欄は、要点を端的に箇条書きとするなど、必要最小限にとどめる。とあった。道徳の記述についても「端的に」と説明していたので、全連小の意見も考慮されていると考える。

報告書の資料については、データをいただいたので、後日理事の先生方に送信する。各地区でご活用をお願いします。

3点目は、「質の高い小学校英語教育の推進のための小学校英語専科指導に係る加配定数の取扱いについて」である。

平成30年12月27日に文科省財務課から出された内容が詳しく載っている。

教職員定数については、「新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の実現を目指し、小学校外国語教育の早期化・教科化

に伴い、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を確保するため、平成30年度に引き続き加配定数の改善(+1,000人で合計2,000人)を平成31(2019)年度予算案に計上しました。また、公立小学校においてより質の高い英語教育を行う観点から、別添のとおり『小学校英語専科指導に係る加配定数の取扱い』を定めましたのでお知らせします。」とある。

小学校英語専科指導に係る加配定数を活用する場合の条件として、小学校英語専科教員に求める一定の英語力を4つ挙げている。

- ① 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ② 2年以上のALT（外国語指導助手）の経験者
- ③ 英検準1級などのCEFR（\*）B2相当以上の英語力を有する者  
（\*）外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
- ④ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

実際の専科教員の配置に際しては、「より質の高い英語教育を推進する観点から、できる限り教員免許状を有する者の中でも上記②から④に示す一定の英語力を有した者の配置が望ましいと考えている。

このため、小学校専科指導に係る加配定数の配分については、都道府県教育委員会等からの申請に基づき、上記②から④に示す一定の英語力を有した専科教員の配置を計画する際に必要な加配定数を優先的に配分する。」とある。

小学校教員の新規採用における一定の英語力を有する教員の採用を促進する都道府県の取組については、「小学校教員の新規採用者について、できる限り上記に掲げた①から④に示す一定の英語力を有する教員の採用を促進する都道府県教育委員会等の取組が重要」とあり、第3期教育振興基本計画で、都道府県教育委員会等に策定することとされている「英語教育改善プラン」において、「一定の英語力を有す

る小学校教員の新規採用に係る取組を盛り込むこと、また、その計画の達成に向けた取組を推進していただくことを小学校英語専科指導に係る加配定数を活用する場合の条件とする。」とあり、「都道府県教育委員会等が定める「英語教育改善プラン」において、遅くとも2025年度における小学校教員の新規採用者の50%以上が①から④に示す一定の英語力を有した者となるよう目標を定めることとして、当該プランを2019年度内に改訂していただくこと。」となっている。

以下、見逃せない内容が書かれているので、後程じっくりと確認していただきたいと思う。

「第10回常任理事会資料」についてお知らせする。

情報には、平成31年1月21日に行われた教育課程部会資料（一部抜粋）として、「今後の教育課程の改善について」種村会長がまとめたものが載っている。多くは説明されなかったが、今後、重要になってくると思われる。

全連小関係では、その他、第72回全連小京都大会の「大会大綱」、平成31年度の「全国連合小学校長会活動方針（案）及び、対策部・調査研究部・広報部の活動案」を資料に載せておいたので、時間のあるときにご覧いただきたい。

本日は、道教委からの行政説明が4点ある。

教職員課小中学校人事グループ 山下主幹から、「教員不足における新たな方策の実施と現状について」、教職員課人事企画グループ 石原主幹から、「人材育成などの観点で最新の情報」、教職員課働き方改革グループ 桑原主幹から、「学校における働き方改革における新たな情勢や進捗状況」について、義務教育課義務教育グループ 川端主幹か

ら、「学校評価について」のお話をさせていただく。

本日は、どうぞよろしく願する。